

柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が、少子・高齢化や人口減少が進む中で、若者の地元定着を図るための働く場の確保や、子育て支援の一層の充実のほか、安全で安心して暮らせる市民生活の確保を基本として、魅力あるまちづくりを総合的に進めるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するに当たって、必要な事項を定める。

(基本的事項)

第2条 総合戦略は、本市の人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを踏まえて、今後5か年の基本目標や基本的方向、具体的な施策をまとめたものとする。

2 総合戦略は、柏崎市第四次総合計画基本構想の基本理念及び次期総合計画策定の基本的な考え方を踏まえたものとする。

3 総合戦略の策定に当たっては、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略並びに県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、広範な市民等の参画の機会を設けるとともに、その意思を反映するよう努める。

(内容)

第3条 総合戦略は、概ね次の項目からなるものとする。

- (1) 基本目標
- (2) 講ずべき施策に関する基本的方向
- (3) 具体的な施策と客観的な指標

(策定日程)

第4条 総合戦略は、平成27年10月末を目途に策定するものとする。

(推進体制)

第5条 市は、市内の各界、各層及び学識経験者の市民等の意見・意向を総合戦略に反映させるため、柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（組織）

第 6 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織するものとする。

（任期）

第 7 条 委員の任期は、総合戦略策定完了の時点までとし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第 8 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第 9 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（守秘義務）

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第 11 条 委員会の庶務は、総合企画部企画政策課において処理する。

（その他）

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、総合戦略の策定に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。